



三重県「医療ひっ迫防止アラート～県民の命を守るために～」が発出されました

三重県は、1月13日、新型コロナウイルスの感染者が急速に増え、医療体制への負荷が高まっていることを受け、独自に「医療ひっ迫防止アラート」を発出しました。

三重県では1月12日、過去最多となる5457人の感染者が発表され、1月12日時点での病床使用率が第七波のピーク時を上回る66.4%に達し、直近1週間の救急搬送困難事案も第七波の最大(20件)を上回る23件に上りました。

医療機関が緊急的な病床確保をしてもなお、病床使用率は高い水準となっており、今後更に感染者が増えれば通常医療への影響も懸念される状況です。

ワクチンの積極的な接種や基本的な感染防止対策、高齢者に感染を拡げないための対策などの徹底をお願いいたします。飲食の場面では、可能な限りマスク会食・黙食を実施してください。

また、検査・診断を目的とした救急外来や救急車の利用は控え、真に必要な場合のみの利用とする、症状が軽く重症化リスクが低い方は自宅で抗原定性検査キットによるセルフチェックを実施するなど、医療機関の適切な受診にご協力ください。

その他、基本的な感染防止対策については「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』ver.17」(令和4年12月27日)を併せてご確認ください。

○医療ひっ迫防止アラート

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001055738.pdf>

○新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』ver.17(令和4年12月27日)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001054940.pdf>

協会発行 重要事項説明書補足資料 追補のお知らせ

令和3年6月23日に重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(重要土地等調査法)が公布され、令和4年9月20日から施行されました。これに伴い、同法の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令において、宅建業法施行令の一部が令和4年9月20日から改正されました。

つきましては、当協会発行の「重要事項説明書 補足資料」に下記内容を追加いたしますので、現行の補足資料には「補足資料の追補」を添付してください。

補足資料の追補は、三重県本部ホームページ(<https://mie.zennichi.or.jp/>)のお知らせよりダウンロードすることができます。

[63] 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

全日ステップアップトレーニング【売買基礎編】受講申込み受付中！

令和5年2月22日(水)、四日市市文化会館第3ホールにて、全日ステップアップトレーニングを実施します。会員の方は無料です。申込締切は2月1日ですので、お早めにお申込みください。

●退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R5. 1. 10	(1)3484	(株)ミヤモト	宮本 謙



「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。